

生食輸発0619第1号  
平成29年6月19日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(米国産乾燥なつめやしのアフラトキシン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年6月2日付け生食輸発0602第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、米国産乾燥なつめやしからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	乾燥なつめやし		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく申し上げます。